

「全国共通おこめ券」よくある質問と回答

1. 事業の目的は？

昨今の物価高騰による町民生活への影響を軽減することを目的としています。

2. なぜおこめ券なのか？

物価高に伴う生活支援の側面から、大多数の方に需要があると考えたためです。加えて、容易かつ速やかに調達できるものという観点からも、既存の「全国共通おこめ券」を選択いたしました。

3. 2月1日(3月26日)を基準日にしたのはなぜでしょうか？

おこめ券の早期発送に向けた準備期間を考慮し、2月1日(3月26日)を基準日として設定いたしました。

4. 全世帯主に一律4,400円を配布するのか。

限られた財源の中で全世帯に公平に支給するため、「世帯単位」での配布とさせていただきました。

5. 「全国共通おこめ券」はどこで使えますか？

全国のお米屋さん・スーパー・デパートなどでご使用いただけます。
取扱店は右記の二次元コードから検索していただくか、ホームページをご覧ください。

全国米穀販売事業共済協同組合 <https://www.gohansaisai.com/>



6. 「全国共通おこめ券」に使用期限はあるのですか？

現状、使用期限は設けておりませんので、いつでもご使用いただけます。

7. お釣りはもらえますか？

基本的にはお釣りが出ない券となります。額面以上の商品とお引換えください。

8. 「全国共通おこめ券」は他の商品券や割引券との重複利用はできますか？

重複利用につきましては、店舗の判断で条件を設定している場合があります。
詳しくは各店舗にお問い合わせください。

9. お米以外のものは交換できないのですか？

基本的にはお米関連商品等と交換できる商品券ですが、各店舗様の判断で他の商品と交換できます。
お米関連商品以外は、あくまでも店舗ごとの判断になりますので、お買い物の際にレジなどでご確認ください。

10. 未使用の「全国共通おこめ券」の払い戻しはできますか？

申し訳ございませんが、できません。

11. 「全国共通おこめ券」の再発行はできますか？

申し訳ございませんが、できません。

お問い合わせ先

岬町役場 まちづくり戦略室 企画地方創生担当

電話：(072)492-2775(直通) FAX：(072)492-5814(代表)

9:00～17:30(土、日、祝日を除く)